厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年６月28日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年７月14日

宮崎県宮崎市恒久１丁目７番21号
一般社団法人宮崎県トラック協会２階
宮崎県トラック事業厚生年金基金
代表清算人　髙石　　勇

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年６月28日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　髙石　　勇
２．住所　宮崎県西都市大字南方2802番地２

平成29年７月14日

宮崎県トラック事業厚生年金基金

解散命令公告

茨城県公告

下記に掲げる森林組合は、その代表権を有する者が欠けており森林組合法第114条の２の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成29年７月14日

茨城県知事　橋本　　昌

記

命令の要旨

森林組合法第114条の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

石岡市森林組合　茨城県石岡市石岡408番地

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に茨城県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年７月14日　　福井県教育委員会

１　失効した免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地、失効年月日

⑴　小学校教諭一種免許状、平26小１第1929号、平成27年３月31日、東京都教育委員会、上田　崇義、福井県、平成29年５月25日

⑵　中学校教諭一種免許状（国語）、平26中１第6256号、平成27年３月31日、東京都教育委員会、上田　崇義、福井県、平成29年５月25日

⑶　高等学校教諭一種免許状（国語）、平26高１第7755号、平成27年３月31日、東京都教育委員会、上田　崇義、福井県、平成29年５月25日

２　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第３項の規定により、次の教育職員免許状は取上げた。

平成29年７月14日　　沖縄県教育委員会

１　氏名　村吉　政彦　本籍地　沖縄県
中学校教諭一種免許状　保健体育
高等学校教諭一種免許状　保健体育
授与年月日　平成３年３月23日
授与権者　千葉県教育委員会

２　取上げ年月日　平成29年６月15日

３　取上げの事由　教育職員免許法第11条第３項該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢80歳前後の男性、身長155から160センチくらい

上記の者は、平成29年１月24日午後０時40分ころ、神奈川県厚木市上古沢無番地、県営飯山白山森林公園ハイキングコースむじな坂峠東方向目測50メートルの山林内斜面で発見されたものです。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管しているので心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

平成29年７月14日

神奈川県　　厚木市長　小林　常良

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成29年７月14日　　岡　崎　市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市安戸町字井ド入29番地

１、墳墓等の名称　安戸町井ド入墓地⑵

１、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　釋行明、釋**足**貞行、釋大信、その他全て不詳墓石２基

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

公示送達

尾張都市計画事業下津陸田土地区画整理事業の書類の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による尾張都市計画事業下津陸田土地区画整理事業の下記１の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記２のとおり公告する。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを愛知県稲沢市下津穂所町121番地かたまち希望の丘公園敷地内に設置した掲示板において掲示する。

平成29年７月14日

尾張都市計画事業下津陸田土地区画整理事業
施行者　稲沢市
代表者　稲沢市長　加藤錠司郎

記

１　書類の送付を受けるべき場所が確知することができない者の住所及び氏名

稲沢市下津鞍掛町59番地３　ライオンズマンション稲沢204　高桒　茂彰

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、尾張都市計画事業下津陸田土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に稲沢市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において稲沢市を代表する者は、稲沢市長となります。）

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に稲沢市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において稲沢市を代表する者は、稲沢市長となります。）

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年三月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月十四日

札幌市中央区北一条東二丁目四番地　札幌まち家勇崎三〇五　株式会社ソアスタイル
代表清算人　伊藤　翔奈

解散公告

当社は、平成二十九年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月十四日

青森県弘前市大字宮川三丁目四番地三
東邦開発株式会社
代表清算人　姥澤　邦多